

加美郡保健医療福祉行政事務組合広告掲載要綱（平成 21 年加美郡保健医療福祉行政事務組合訓令第 1 号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、加美郡保健医療福祉行政事務組合（以下「組合」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 組合資産への広告掲載は、民間企業等との協働により組合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する組合資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 組合の広報印刷物
 - イ 組合のホームページ
 - ウ 組合の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で管理者が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（広告の範囲）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると管理者が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告媒体の種類）

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、管理者が別に定める。

（広告の規格等）

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに管理者が別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、管理者が別に定める。

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、加美郡保健医療福祉行政事務組合広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は事務局長を、委員は公立加美病院事務長、加美老人保健施設事務長、医療福祉相談室長、事務局次長、公立加美病院次長、加美老人保健施設次長、医療福祉相談室次長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、事務局財務係において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。